

## 特定事業者排出量削減計画書（新規・変更）

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	京都市南区上鳥羽鉾立町11-5					
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	株式会社 堀場エステック 代表取締役社長 堀場 厚					
特定事業者の主たる業種	流体制御機器の製造・販売					
該当する事業者要件	<input type="checkbox"/> 京都市地球温暖化対策条例施行規則第4条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都市地球温暖化対策条例施行規則第4条第2号及び第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上／タクシー150台以上／鉄道車両150両以上）） <input checked="" type="checkbox"/> 京都市地球温暖化対策条例施行規則第4条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））					
計画期間	平成20年4月～平成23年3月					
基本方針	1. 地球環境負荷に配慮した生産体制を築き、製品・サービスを通して、お客様のニーズにお応えします。 2. 法規制及び社会的規範を遵守し、ステークホルダーと共栄を図り、積極的に社会に貢献します。 3. 経営方針に則り、グループの価値創造のため、その達成計画を策定し、継続的改善に取り組みます。					
推進体制	IMS推進会議を6月、9月、12月及び3月に開催し、進捗報告を行う。					
環境マネジメントシステム名称	ISO14001		IMS運用証明			
	適用範囲		株式会社堀場エステック			
	取得年月日		H18年2月26日			
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	年度	設備、対象、工程等	計画内容			
	H20	生産、試験工程	生産での試験工程での地球温暖化ガスを改修可能に変更する。改修後は社外にて分解処理する。			
	H21	生産、試験工程	生産、試験工程の地球温暖化ガスの回収率を上げCO2排出を抑制する。			
	H22	生産、試験工程	生産、試験工程の地球温暖化ガスの回収率を上げCO3排出を抑制する。			
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （19）年度 （二酸化炭素換算）	目標年度（計画） （22）年度 （二酸化炭素換算）	増減率 （計画）		
	A 事業所等排出区分	1,735.6 t	1,822.5 t	5.0 %		
	B 輸送車両排出区分	t	t	%		
	C その他排出区分	5,322.5 t	3,993.5 t	-25.0 %		
	排出合計	7,058.0 t	5,816.0 t	-17.6 %		
目標設定の考え方	事業所等排出区分は過去の実績をもとに今後の事業活動の状況を見据えて5.0%増と設定したが設備の更新時期に合わせて省エネタイプに切替を図る。その他排出区分は、温室効果ガスの回収設備の導入により、25%減と設定しトータル17.5%削減を図る。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）	
	本社工場	二酸化炭素換算 （売上高）	0.392 t-CO2/百万円	0.323 t-CO2/百万円	-17.6 %	
	本社工場	二酸化炭素換算 （生産台数）	0.148 t-CO2/台	0.111 t-CO2/台	-25.0 %	
		二酸化炭素換算 （ ）			%	
原単位の指標及び計画数値設定の考え方	事業活動全体の傾向を把握するために合計排出量に対して売上高を採用した。Cその他排出区分は、温室効果ガスを使用する製品にシフトして、その生産台数を採用した。					
地球温暖化対策貢献量	対策等の区分	目標年度（計画）				
		取組量等	（二酸化炭素換算）			
	森林の保全及び整備	（整備面積）	ha	（吸収量）		t
	市内産の木材の利用	（利用量）	m <sup>3</sup>	（削減量）		t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（売電量）	kwh	（削減量）		t
		（熱供給量）	GJ	（削減量）		t
	グリーン電力の購入	（購入量）	kwh	（削減量）		t
削減量等合計				t		
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	上記の温暖化対策貢献量は具体的な取組内容は予定なし。 ・屋上緑化検討中 ・会社外周りの清掃活動を実施					
特記事項	1. ゴミ排出については全社的なリサイクル運動を進め最終目標としてリサイクル率100%を目指す。 2. 公用私用ともに駐停車時のアイドリング禁止の啓蒙。 3. 自然エネルギーの導入を検討。（太陽光発電等） 4. 社有車両の入替時は環境性能仕様車に変更し、運転者には低燃費走行を義務づける。 5. 健康保持増進のためにも日常生活の交通手段としてマイカーから公共交通機関利用への啓蒙の実施。					

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。

3 「事業所等排出区分」とは本市の区域内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を本市の区域内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の本市の区域内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。

4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、〇〇工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（製造品出荷額、延床面積、走行距離等）を記入してください。

5 「地球温暖化対策に資する社会貢献活動」には、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献や地域における環境教育の実践活動など、地球温暖化対策や環境負荷の低減につながる活動を記入してください。

6 「特記事項」には、1990年を基準とした排出量の対比や、温室効果ガス排出量の算定に当たって独自の係数を使用した場合など、説明を要する事項について記入してください。